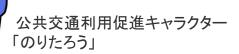
フィーダー補助金のイロハ part2

(交付申請+事業評価編)

令和7年10月9日 関東運輸局交通政策部交通企画課





注) 当資料は令和7年10月時点の要綱・要領等を反映し作成したものです。 申請にあたっては、最新の要綱・要領等を確認するようお願いします。



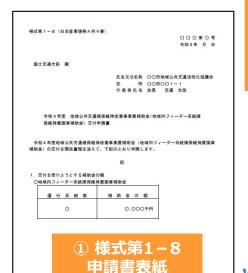
- 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント
- 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
- 3. スケジュール等(交付申請~入金までの手続き)
- 4. 事業評価



- 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
- 3. スケジュール等(交付申請~入金までの手続き)
- 4. 事業評価



提出書類



- ① 様式第1-8 申請書表紙 ←1協議会につき1枚
- ② 様式第1-8 申請書2. 以降
- ③ 事業報告書(損益明細表)
- ④ 様式第1-5 運行系統別輸送実績
- ⑤ 運行回数・実車キロ/サービス提供時間の挙証書類」

路線型と区域型は分けて、 1運行事業者ごとに1セット







××バス㈱の分(路線型)

② 様式第1-8 申請書(2.以降)

③ 事業報告書 (損益明細表)

△△タクシー(株)の分(区域型)

④ 様式第1-5 運行系統別輸送実績

国土交通大臣 殿



① 様式1-8(申請書表紙)

様式第1-8(日本産業規格A列4番)

消さずにそのまま記載

□□□第○号

令和 7年 月 日

文書番号を付さない場合、 様式の「番号」の記載は 削除して下さい。(文書番 号は必須ではありません)

大臣の名前は記載不要です。

氏名又は名 称 〇〇市地域公共交通活性化協議会

住 所 〇〇県〇〇市1-1

代表者氏 名 会長 交通 太郎

協議会名、住所、代表者名の順番は変えないで下さい。 押印は不要です。

令和 7年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)交付申請書

令和 7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

- ・補助対象外(運行割合30%未満、1運行当たりの輸送量が2人未満、等)となる系統を除いた系統数を記載
- ・補助対象系統の運行事業者が複数いる場合は、<u>全事業者分を合計</u>した数を記載

運 行 系 統 数 補 助 金 の 額 〇,〇〇〇千円

- ・千円単位で記載
- ・補助対象系統の運行事業者が複数いる場合は、全事業者分を合計した額を記載

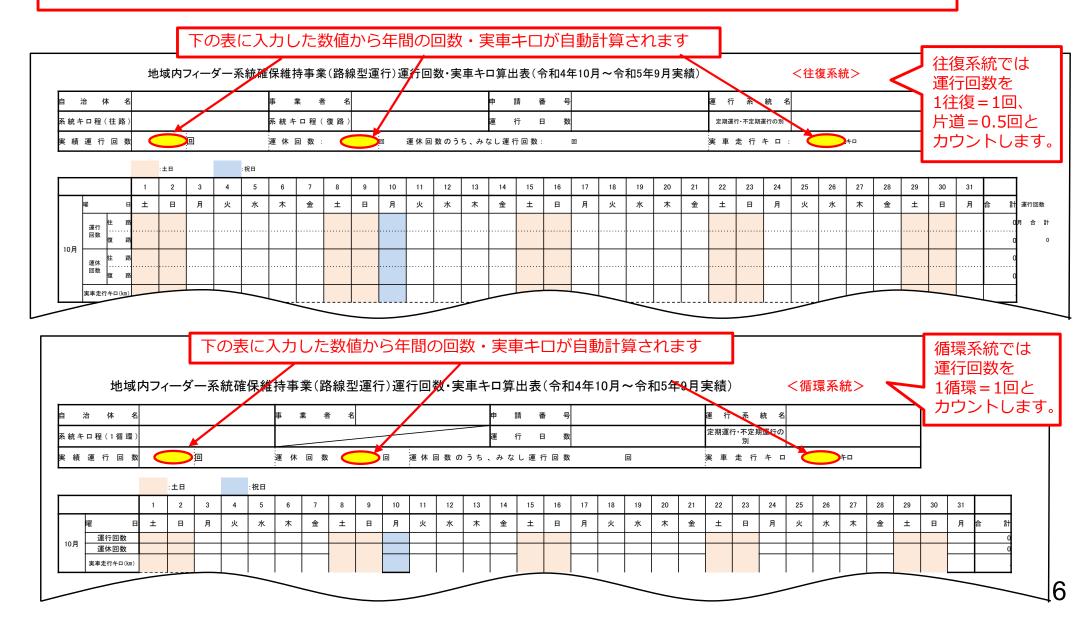


⑤ 運行回数・実車キロ算出表(路線型)

②~⑤については、資料を作る順で説明いたします!



系統ごとに作成します。日々の「運行回数」「運休回数」「実車走行キロ」を入力すると、年間の合計値を算出することができます。往復系統と循環系統で、エクセルのシートが分かれているので入力時に気を付けましょう。





系統(区域)ごとに作成します。日々の「サービ

⑤ サービス提供時間・運行回数内訳表(区域型)

ス提供時間」とその内訳、「運行回数」を入力す ると、年間の合計値を算出することができます。 令和5年度 地域内フィーダー系統補助 区域型運行 サービス提供時間・運行回数内訳表 対象年月: 2023 年 (単位:回) 9月 運行回数 Excelシートは月ご 運行事業者名: ○○(株) +±B とにあり、そこに入 補助対象系統(申請番号): (1) △△地区 デマンドタクシー ←祝日 (単位:時間) (単位:回) 力すると年間の「集 曜日 実運行時間 回送時間 子约受付時間 サービス提供時間 運行回数 日付 待機時間 計しシートに反映さ R5.9.1 金 0.00 れます。 + R5.9.2 0.00 0.00 R5.9.3 0 計画運行回数 2023.8 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 2023.9 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 みなし回数 運行割合 0.0 月ごとのシート 0.00 0.00 0.00 0.00

サービス提供時間とは、事業開始時間から事業終了時間までの間をいい、実運行時間の他、待機時間、回送時間、予約受付時間を含めます。以下が、それぞれの定義となります。※同じ時間帯に行っているサービス提供時間を<u>重複して積算することはできません</u>。

- ○**実運行時間** 旅客が乗車して運行している時間
- ○**待機時間** (出先等で)実運行せず次回の補助対象事業の予約に備えて待機した時間(ただし休憩時間及びその他事業に従事した時間を除く)
- ※事務所、車庫等で次の運行まで待機している、または予約が入るまで待機している時間は待機時間に<u>含まれません</u>。補助対象事業の 運行のために必要な作業時間(点検、点呼、清掃、給油、日報整理等)は待機時間に<u>含まれます</u>。
- ○**回送時間** 運行開始のため出庫・終了した後に帰庫した時間、運行終了後次の運行の乗車地点まで回送した時間(ただし、帰庫する途中に乗用事業等ほかの事業を行った場合の時間を除く)
- ○**予約受付時間** 補助対象事業の予約を実際に受け付けた時間
- ※実際に予約受付の対応している時間(通話時間)は含まれるが、予約の電話を待っている時間は含まれません。

0月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 (提出模式)集計

デマンド予約が無く、一般(乗用)タクシーの運行に切り替えた場合、当該 時間は乗合タクシーの「サービス提供時間」に含めないでください。





③ 事業報告書(損益明細表)

運送事業者に委託している場合、当該運送事業者に事業報告書(自家用有償運送事業者は自家用有償運送収支計算書)の作成を依頼して下さい。(自治体が有償運送を行っている場合は、自ら作成)

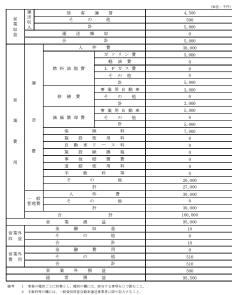


事業報告書

毎年運送事業者が運輸支局輸送部門 に提出する旅客自動車運送事業等報 告規則に基づく報告書

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidos ha tk3 000113.htmlと同様の様式で す。

- ※「事業報告書」とは以下の一式を指します。
- □ 事業概況報告書
- □ (事業別)損益明細表【必須】
- □ (事業別) 人件費明細表
- □ (事業別)固定資産明細表
- □ (法人全体の) 損益計算書(様式任意)
- □ (法人全体の)貸借対照表(様式任意)



自家用有償運送 収支計算書

旅客運送以外の事業を行っている場合は他事業と明確に区別した費用及び収益が把握できるよう算出した。「自家用有償運送収支計算書」を作成します。

協議会名(OO協議会 連送者名:NPO法人OO 連勘対象期間:令和O年10月1日~令和O年9月30日

自家用有償運送収支計算書

	自家用有偿運送 (路線型)	自家用有價運送 (区域型)	自家用有信運送 合計額(①+②)	その他事業 合計額
[當集収益]		- 1		
運送収入	500	0	500	0
運送雑収入	0	0	0	0
莱莱权益合計	500	0	500	0
【當年費用】		<u> </u>		
人件費	500	0	500	
燃料油脂費	200	0	200	C
华 緒費	100	0	100	
固定資産債却費	0	0	0	c
保険料	200	0	200	C
施設使用料	0	0	0	c
自動車リース料	0	0	0	0
道路使用料	0	0	0	C
施設風牌稅	0	0	0	¢
その他経費	1,000	0	1,000	ે(
運送費小計	2,000	0	2,000	Ċ
一般管理費	1,000	0	1,000	00
常菜費用合計	3,000	0	3,000	Ċ
[紫泉横登]	▲ 2,500	0	▲ 2,500	C
常業外収益	0	0	0	C
営業外費用	0	0	. 0	0
【當集外養益】	0	0	0	C
[任常義益]	▲ 2,500	0	▲ 2,500	- 0

- ▶ 補助対象となる期間(R6年10月~R7年9月)のみで仮決算、R7年4月から補助対象の場合はR7年4月~9月の期間となります。
- ▶ 他の事業(貸切、乗用など)と明確に区別し、一般乗合として作成して下さい。
- ▶ 乗合事業を行っている事業者が、路線型・区域型両方運行している場合は、他の乗合事業と区別し、それぞれに限定した事業報告書を作成します。なお補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての路線(他市のコミバス等も含む、高速バス・定期観光バスは除く)を対象に作成して下さい。
- ▶ 収益や費用など、損益状況については、消費税相当額を控除した額を記載して下さい。
- ▶ 「補助金」や「委託料」は、経常収益には含めないで下さい。(特別収益として計上)
- ▶ 車両減価償却費補助を活用する場合は、運行費補助の算出に際して作成する乗合事業全体の経常費用に、車両の補助対象経費分を計上しないで下さい。(「補助額」分ではないので注意。補助対象経費の上限を超える分は計上してもよい。)



第1号様式 (第2条関係) (日本産業規格A列4番)第2表 種別 (乗合) 貸切 乗用 事業者番号

一般旅客自動車運送事業損益明細表

令和 〇年 10 月 1 日から令和 △年 9 月 30 日まで 住 所 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2 3 事業者名 〇〇交通株式会社

	運	旅 客 運 賃	(単位:千円 4,500
98	送収	そ の 他	500
棄収	入	21	5,000
益	/	運 送 雑 収	0
_		승 화	5,000
		人 件 費	30,000
		ガソリン費	5,000
		軽 油 費	0
		燃料油脂費 LPガス費	0
		そ の 他	0
	運	2+	5,000
		事業用自動車	3,000
w		修 繕 費 その他	0
-		21	3,000
		事業用自動車	5,000
棄	送	減価償却費 そ の 他	0
-MI	~	21	5,000
		保険料	7,000
8		施設使用料	0
ж		自動車リース料	0
	費	施設賦課稅	0
用		事 故 賠 債 費	0
m		道 路 使 用 料	0
		手 数 料 等	0
		そ の 他	20,000
		21- #1	27,000
	- 般	人 件 費	30,000
	管理費	そ の 他	0
		21- p1	30,000
		숨 왕	100,000
		営 業 損 益	95, 000
(菜外		金融 収益	10
7 益		そ の 他	0
		승 카	10
(菜外		金融費用	0
用		そ の 他	510
		合 計	510
		営 業 外 損 益	500
		経 常 損 益	95, 500

着助 1 事業の種所ごとに別義とし、種所の機には、飲当する事情を口で置むこと 2 手数将等の機には、一般質別旅店自動車運送事業をに限り起入すること。









ヒントは・・・

- ●一般乗合以外の事業(一般 貸切、一般乗用、特定旅客、 21条)は除外すること
- ●路線型と区域型は区別する こと
- ●一般乗合のなかでも、高速 バスと定期観光は除外するこ と
- ●他市町村・他県でも合算すること
- ●補助対象か否かは無関係!

損益明細表に含める範囲について(練習問題)

! 次のA社・B社の事例では、どの項目を損益明細表に含めるべきでしょうか?

(問題1)A社の事例

A社は、神奈川県内の△△町のコミュニティバス(路線型運行)を補助対象として申請する。 営業所は3都県にあり、各営業所で下記の①~⑩の事業を行っている。このうち、<u>路線型</u> のキロ当たり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか?

東京営業所

①高速バス、②〇〇市コミュニティバス(フィーダー補助対象外)、③貸切バス

神奈川営業所

④路線バス(幹線補助対象)、⑤高速バス、⑥△△町コミュニティバス (フィーダー補助対象)、⑦△△町デマンド型ワゴン(区域型、フィーダー補助対象)

静岡営業所

⑧路線バス、⑨××市コミュニティハ、ス (フィータ、一補助対象)、⑩××市スクールバス (特定旅客)

(問題2)B社の事例

B社は、<u>茨城県内の△△町のデマンドタクシー(区域型運行)を補助対象として申請</u>する。 営業所は3県にあり、各営業所で下記の①~⑧の事業を行っている。このうち、<u>区域型の</u> 時間あたり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか?

宮城営業所	①一般乗用タクシー、②○○市乗合タクシー(路線型)、③貸切バス
茨城営業所	④一般乗用タクシー、⑤△△町コミュニティバス(フィーダー補助対象)、⑥△△ 町デマンドタクシー(区域型、フィーダー補助対象)
福岡営業所	⑦××市乗合ワゴン(区域型、フィーダー補助対象外)、⑧◇◇町乗合タクシー実証運行(21条許可)



損益明細表に含める範囲について(答え合わせ)

(問題1の回答)A社の事例

A社は、<u>神奈川県内の△△町のコミュニティバス(路線型運行)を補助対象として申請</u>する。営業所は3都県にあり、各営業所で下記の①~⑩の事業を行っている。このうち、<u>路線型のキロ当たり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含める</u>のはどの事業でしょうか?

⇒貸切バス、特定旅客、高速バス、区域型運行は除外し、地域は問わず残ったものをすべて計上します。

東京営業所 ①高速バス、②〇〇市コミュニティバス(フィーダー補助対象外)、③貸切バス

神奈川営業所④路線バス(幹線補助対象)、⑤高速バス、⑥△△町コミュニティバス(フィータ・一補助対象)、⑦△△町デマンド型ワゴン(区域型、フィータ・一補助対象)

静岡営業所 8路線バス 9××市コミュニティバス(フィーダー補助対象) ⑩××市スクールバス(特定旅客)

(問題2の回答)B社の事例

B社は、<u>茨城県内の△△町のデマンドタクシー(区域型運行)を補助対象として申請</u>する。営業所は3県にあり、各営業所で下記の①~®の事業を行っている。このうち、<u>区域型の時間あたり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含める</u>のはどの事業でしょうか?

⇒一般乗用タクシー、貸切バス、特定旅客、21条、路線型運行は除外し、地域は問わず残ったものをすべて計上します。

宮城営業所 ①一般乗用タクシー、②〇〇市乗合タクシー (路線型)、③貸切バス

茨城営業所 ④一般乗用タクシー、⑤△△町コミュニティバス(フィーダー補助対象)、<mark>⑥△△町デマンドタクシー(区域型、フィーダー</mark>補助対象)

福岡営業所 ⑦××市乗合ワゴン(区域型、フィーダー補助対象外)、⑧◇◇町乗合タクシー実証運行(21条許可)

様式第1-8 申請書2. の(ロ)欄「補助対象期間の実車走行キロ」「補助対象期間のサービス提供時間」も、上記と同じ範囲で計上します。





Q

損益明細表に、フィーダー補助金の対象となっていない他路線や他区域の分まで含めるのはなぜですか?

フィーダー補助金の算出基礎となる、各運送事業者ごとの「費用単価」は、当該運送事業者の路線型運行(高速バス・定期観光を除く)全体の費用を、全体の実車走行キロで割って算出/区域型運行全体の費用を、全体のサービス提供時間で割って算出するためです。 (複数地域で事業を行っている場合でも、当該事業者の費用単価は全国同一となります)





『費用単価』を算出するための部分

【路線型】: 当該運送事業者の全営業所の一般乗合・路線型の経常費用(イ)を、全営業所の一般乗合・路線型の実車走行キロ合計値(ロ)で割った値が、路線型の実車走行キロあたり経常費用(八)

【区域型】: 当該交通事業者の全営業所の一般乗合・区域型の経常費用(イ)を、全営業所の一般乗合・区域型のサービス提供時間合計値(ロ)で割った値が、**区域型のサービス提供時間あたり経常費用(八)**

のりたろうバス(株)

② 様式第1-8 申請書2. 以降(路線型)

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】 一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅 運送 営業収益 1.250 千円 営業外収益 300 千円 経常収益 1.550 千円 補助対象期間の 損益状況 営業費用 5.100 千円 営業外費用 1.020 千円 経常費用(イ) 6.120 千円 営業損益 ▲ 3,850 千円 営業外損益 ▲ 720 千円 経常損益 ▲ 4,570 千円 補助対象期間の実車走行 26,000.0 経常収支率 25.33

ここの記載は、8ページの「③事業報告書(損益明細表)」から引用することになります。

損益明細表の記載と合致する必要があります。

3. キロ当たり補助対象経営費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり	地域キロ当たり	キロ当たり経常費用
	経常費用	標準経常費用	ハと二のいずれか少ない額
	イ÷ロ = ハ	ニ	ホ
北関東	235円. 38銭	316円. 72銭	235円.38銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

		利便増 進特例			運行系統						2		運休回数のうち1 2条2項ただし書に	_	運行割合			補助ブロッ	ロック市区	補助ブロック外乗り入れ 部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗り入
市区町村	申請 番号	措置又 は運送 継続特	運行 系統名	起点	主な	終点	計画運行回 (い)	数	実績運行回数 (ろ)	i	重休回数 (は)	١,	よりやむを得ないと して大臣が認めた 回数	ا) اع	00%を超える は100%を上! する。)	场	州川山	分のキロ程	部分のキロ程	れ部分以外のキロ程の 比率
		例措置		Į K	経由地	#= AN							回数 (に)		(IE)		^	٠	チ	(へー(ト+チ))÷ヘ=リ
OO市	1	_	のりたろう号Aコース	〇〇駅	△△病院	□□市役所	680.	0	677. <u>□</u>	,	3 1	回	1 🗉		99.70	%	往 10.5km	往	往 2.1km	80.568%
ООп	'	_	のかたろうちね1ース	OOM	ムム病院	口口巾技所	000.	Ш	077. E	1	ى د	ш	I E	1	99.70	70	復 10.6km	復	復 2.0km	80.308%
00市	2	_	のりたろう号Bコース	△△病院	〇〇公民館	〇〇駅	400.	口	400. 🗈	1	0 1		0 🗉	a 1	00.00	%	14.5km	往	往	100.000%
נווסט			**************************************	스스케팅	OOAK		400.	ī	400.	1	0 1		0 12	1	00.00	/0	循環	復	復	100.000%
								0		,		回	_	5		%	往 0.0km	往	往	
								ī	E	1		ш	E	1		70	復 0.0km	復	復	
合計																				

こちらには、補助対象系統 のみを入れてください! (事 業全体ではありません)



④ 様式第1-5 運行系統別輸送実績(路線型)

②「運行回数」は添付資料「運行回数・実車キロ算出表」と整合。様式1 -8 2. 以降の実績運行回数(ろ)と 同じ値(計画運行回数よりも多くなる ことはない)

様式第1-5(日本産業規格A列4番)

③「1人平均乗車キロ」は、実態調査やサンプルデータから算出した数値(任意の日(2~3日程度)において、乗客の各乗車区間のキロ程を乗車人数で割ったキロ数の平均により算出)

④「輸送人キロ」= 輸送人員×一人平均乗車キロ

名 のりたろうバス(制) 事 示系統別輸送実績(令和5年度)【フィーダー系統】 運行系統 経常費用 備考 1系統当たり 運行回数 輸送人員 運送収入 運送雑収 経常費用 運行系統名 十口程 運行形態 起点 終点 乗車十口 予約受付 時間 (景用タクシーの場合は速 行サービス名) (C)+(D)+(E) 合は運行サービス当 (km) (km)3 たりの経学毎日) 往 10.5km のりたろう号 14,284.7 路線定期運行 〇〇駅 △△病院 口口市役所 1,500 2.2 4.6 6,900.0 240,000 150,000 390,000 3,362,332 復 10.6km のりたろう号 路線定期運行 △△病院 〇〇公民館 OO駅 5,800.0 400.0 24 61 5.978.0 165,000 78,000 243,000 1.365.204 循環 合計 2,480 20.084.7 4.727.536 **6**

①計画認定申請時に提出した、添付 資料「表1」と同一の記載。(変更届 を提出している場合は、変更後の表 1の内容を記載。) ⑤「実車走行キロ」は、小数点第1位まで算出(第2位以下切捨)し、添付資料「運行回数・実車キロ算出表」と整合。様式1-82以降の実車走行キロ(ヌ)と同じ値

⑥経常収益の内訳

「運送収入」:旅客に係る運賃

「運送雑収」: 運送収入以外の営業上の収益

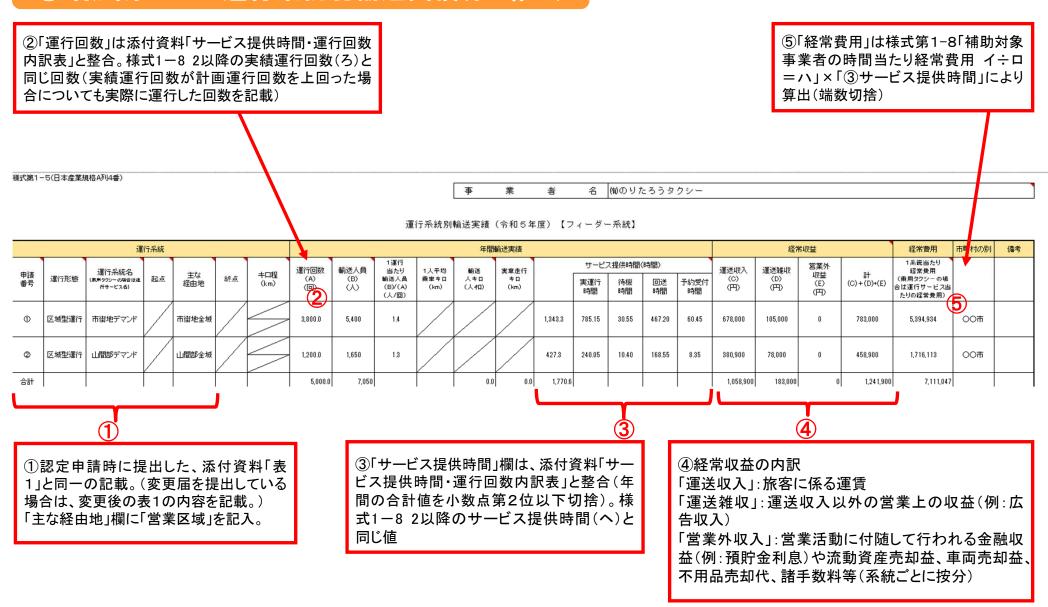
(例:広告収入)

「営業外収入」: 営業活動に付随して行われる金融収益(例: 預貯金利息) や流動資産売却益、車両売却益、不用品売却代、諸手数料等(系統ごとに按分)

⑦「経常費用」は様式第 1-8「補助対象事業者の 実車走行キロ当たり経 常費用 イ・ロニハ」× 「⑤実車走行キロ」により 算出(端数切捨)



④ 様式第1-5 運行系統別輸送実績(区域型)





② 様式第1-8 申請書2. 以降(路線型)

この様式は次ページに続きます

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

①:事業用の場合:「事業報告書」の「一般旅客自動車運送事業損益明細表」と整合

自家用有償運送の場合:「自家用有償運送収支計算書」と整合 損益明細表の記載が円単位の場合は、百の位を四捨五入する。

		/ 切別型の大幅で	ピペパソフィ	<u> </u>	(11) L \	<u>水土(四水)</u>	<u>促剂</u>	<u> </u>		<u> 포기J/ 』</u>				
		一般乗合	旅客	自 動	車 運	送事	業	• 自	家	有 貸	1 旅	客	運	送
1	補助対象期間の	営業収益	<u></u>	1,2	50 千円	営業外収	Z 益	300	千円	経常収	又益		1,550	千円
Ì	損益状況	営業費用	Ħ	5,1	00 千円	営業外費	聞	1,020	千円	経常費用	用(イ)		6,120	千円
l		営業損益	益	▲ 3,8	50 千円	営業外損	益	▲ 720	千円	経常損	益	A	4,570	千円
	補助対象期間の実車走行 キロ(ロ)	26,000.0	km							経常収	支率		25.33	%

のりたろうバス(株)

運行事業者名を記入

3. キロ当たり補助対象経常費用 ④:銭未満の端数切捨て

 ②:補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての路線型(他市のコミバス等も含む、高速バス・定期観光バスは除く)の合計値を記載。小数点第1位まで(第2位以下切捨)

③・⑤:補助ブロック名及び地域キロ当たり標準経常費用については、18ページ参照

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

		利便增 進特例 運行系統								運休回数のうち1 2条2項ただし書に	運行割合		▍補助フロッ	ロック市区	補助ブロック外乗り入れ 部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗り入		
市区町村	申請番号	措置又 は運送 継続特	運行 系統名	起点	主な	終点	計画運行回 (い)	数	実績運行回数 (ろ)	運休回数 (は)		トリわれた但たこと	する。)	バルルー ロ 1主	分のキロ程	部分のキロ程	れ部分以外のキロ程の比率
		例措置		RE //K	経由地	4~ M						(IC)	(IE)	^	۲	チ	(へー(トナチ)) ÷ヘ=リ
00#			のりたろう号Aコース	O O EE	∧ ∧ ⊨ 応	口口士仉武	600		677 🗔	0 1	<u> </u>	1 0	99 70 %	往 10.5km	往	往 2.1km	00 F60W
〇〇市	'	_	のかたのプ ラA コーX	〇〇駅	△△病院	□□市役所	680.	□	677.	3 1	回	1 🗓	99.70 %	復 10.6km	復	復 2.0km	80.568%
00+			ΦU± 7 ≥ ΠD= 7		000日始	O O FF	400		400 🗉	0 1	_	0 🗉	100.00	14.5km	往	往	100.000%
〇〇市	2	_	のりたろう号Bコース	△△病院	〇〇公民館	〇〇駅	400.	□	400. <u> </u>	U	回	0 💷	100.00 %	循環	復	復	100.000%
									0		<u> </u>		7	往 0.0km	往	往	
	_							回	回	'	回	_ _	%	復 0.0km	復	復	
A =1	igspace							4		~			/			_/	
合計			6							7					9		

⑥: 令和6年度計画「表1」と整合 (変更届が提出されている場合、 変更後の内容と整合。) ⑦:添付書類「運行回数・実車キロ算出表」と整合 様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「運行回数(A)」と整合 「に」欄:「運休回数(は)」のうち、天災その他のやむを得な い事情がある場合の運休回数。利用者への案内文などの 挙証書類を添付(実車走行キロとしてカウント不可)

- ⑨:複数市区町村にまたがる系統で、補助対象外となる区間がある場合、及び他自治体が別途計画に位置づけ交付申請する区間がある場合に記載する。
- ⑧:((ろ)+(に))÷(い)で算出。100%を上限とし、小数点第2位まで記載(第3位以下切捨て)



② 様式第1-8 申請書2. 以降(路線型)

前ページからの続きです

⑩:様式第1-5「運行系統輸送実績」の「実車走行キロ」と整合

小数点第1位まで記載(第2位以下切捨)

①: 様式第1-5「運行系統 別輸送実績」の「経常収益= (C)+(D)+(E)」と整合 ⑭:系統毎に百円単位(0.5千円)まで記載し、合計の千円 未満の端数切捨 ⑤:上限額については19ページに詳細説明

市区町村	申請番号	実車走行キロ 100 ヌ		補助対象 経常費用 (1) ホ×ヌ=ル	補助対象系統 の経常収益 12 ヲ		補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ルーヲ=ワ		ワのうち 補助ブロック外 乗入部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗入部 分以外に係るもの ワ×リーカ		補助対象経費	浦助対象経費の1/2 14 ヨ×1/2=タ	国庫補助上限額	国庫補助金申請額 16
00市	1	14,284.7 km		3,362,332 円	390,000 P	7	2,972,332 F	7	2,394,748 円		2,394 千円	1,197. 千円	380. 千円	380. 千円
00市	2	5,800.0 km		1,365,204 円	243,000 P	퓌	1,122,204 F	핏	1,122,204 円		1,122 千円	561. 千円	400. 千円	400. 千円
		km	I	F	Р	7	F	끳	円	/				. 千円
合計		20,084.7 km		4,727,536 F	633,000 P	7	4,094,536 F	7	3,516,952 F		3,516 千円	1,758 千円	780. 千円	780. 千円

①: 円未満の端数切捨(ル欄はあくまで「補助対象」 経常費用であることから、様式第1-5「運行系統別輸 送実績」の「経常費用」とは異なる場合があります) ③: (カ)を千円単位にした 数値を記載し、千円未満の 端数切捨 (⑥:「国庫補助金申請額」は(タ) または(レ)のいずれか少ない方、 合計の千円未満の端数切捨

		経常費用から 経常収益を控除	損失額から国庫補助額					ネの負担者と	その負担割合	î		
市区町村	申請 番号	世帯収益を控除した額	を控除した額	都道府県	Ę	市区町	村	その他の	D者	事業者自己	1負担	「その他の者」の具体的概要
		ハ×ヌーヲ=ツ	ツーソ=ネ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	「その他の有」の具体的概要
OO市	1	2,972,332	9									額から国庫補助額
OO市	2	1,122,204					_ /		· · · -	額(=補助額 え。合計額が(>		赤字額)を誰がいく 合致。
		ı			/				_/			
		ſ	'//		V	<u>/</u>	/	V	/	\bigvee		
合計		4,094,536	9 3,314,536 円	円	%	3,314,536 円	100 %	6 円	%	Н	%	



② 様式第1-8 申請書2. 以降(区域型)

この様式は次ページに続きます

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(区域型運行)】

①:事業用の場合:「事業報告書」の「一般旅客自動車運送事業損益明細表」と整合

自家用有償運送の場合:「自家用有償運送収支計算書」と整合 損益明細表の記載が円単位の場合は、百の位を四捨五入する。

	エマン ノヘ小気 Lュロージャ・コン・1	<i>→</i> → → → → → → → → → → → → → → → → → →	<u> </u>			
	一般乗合	旅客自動	車運送事	業・自家月	用 有 償 旅	客運送(1
補助対象期間の	営業収益	1,511 千円	営業外収益	210 千円	経常収益	1,721 千円
損益状況	営業費用	7,956 千円	営業外費用	680 千円	経常費用(イ)	8,636 千円
	営業損益	▲ 6,445 千円	営業外損益	▲ 470 千円	経常損益	▲ 6,915 千円
補助対象期間のサービス提供時間	2,150.3 時間]			経常収支率	19.93%

(有)のりたろうタクシー

運行事業者名を記入

3. キロ当たり補助対象経常費用

④:銭未満の端数切捨て

補助対象事業者の時間当たり 地域時間当たり 時間当たり経常費用 保準経常費用 パと二のいずれか少ない額 イ・ロョハ 二 ホ 北関東 3 4 4016円、18銭 5 3313円、93銭 3,313円.93銭

②:補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての区域型(他市のデマンド等も含む)の合計値を記載。 小数点第1位まで(第2位以下切捨)

③・⑤:補助ブロック名及び地域時間当たり標準経常費用については、18ページ参照

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	利進措は継例 便特置運続措 選続措置	運行 系統名	営業区域	計画運行回数 (い)	女	実績運行回続 (ろ)	数	運休回数 (は)	Į.	運休回り うち12: 項ただし よりいとむ 臣が回り (に)	条2 書に を そ て た	運行割合 (100%を超える場 合は100%を上限 とする。) (ほ)		サービス提供時間	補助ブロッ 乗入部分に サービス提り	に係る	同一補助ブロ 市区町村外: 部分に係るサ ス提供時	乗入 ⊦ービ	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率
〇〇市	1	_	市街地デマンド	市街地全域	3,650	回	3,800	回	0	回	0	0	100.00 %	5		0.0	時間	0.0	時間	100.000%
OO市	2	-	山間部デマンド	山間部全域	800	回	1,200	回	0	回	0	回	100.00 %	,	427.3 時間	0.0	時間	0.0	時間	100.000%
		6	,			<u>l</u>	10	<u> </u>		凹			%		時間		時間		時間	
		U		+ • • • •								1					10			

⑥: 令和6年度計画「表1」と整合(変更届が提出されている場合、変更後の内容と整合。)

⑦: 添付書類「サービス提供時間・運行回数内訳表」と整合様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「運行回数(A)」と整合「に」:「は」欄のうち、天災その他のやむを得ない事情がある場合の運休回数。利用者への案内文などの挙証書類を添付

⑧:((ろ)+(に))÷(い)で算出。 100%を上限とし、小数点第2位 まで記載(第3位以下切捨て) ⑩:複数市区町村にまたがる系統で、補助対象外となる区域がある場合、及び他自治体が別途計画に位置づけ交付申請する区域がある場合に記載する。

⑨:様式第1-5「運行系統輸送実績」の「サービス提供時間」と整合、小数点第1位まで記載(第2位以下切捨)



② 様式第1-8 申請書2. 以降(区域型)

前ページからの続きです

①:円未満の端数切捨(ヌ欄はあくまで「補助対象」 経常費用であることから、様式第1-5「運行系統別輸 送実績」の「経常費用」とは異なる場合があります)

(4): 系統毎に百円単位(0.5千円)まで記載し、合計の千円 未満の端数切捨

(5): 上限額については19ページにて詳細説明

市区町村	申請番号	補助対象 経常費用 11) ホ×ヘ=ヌ		補助対象系統 の経常収益 12 ル		補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ヌール=ヲ		ヲのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック市区町村 外乗入部分以外に係 るもの ヲ×リ=ワ	補助対象経費	補助対象経費の1/2 14 カ×1/2=3	国庫補助 上限額 15 タ	国庫補助金申請額 16
00市	1	4,451,602 F	9	783,000	円	3,668,602	円	3,668,602 円	3,668 千円	1,834.0 千円	1,834. 千円	1,834. 千円
00市	2	1,416,042 F	9	458,900	田	957,142	円	957,142 円	957 千円	478.5 千円	478.5 千円	478.5 千円
		F	9		円		円	円				. 千円
合計		5,867,644 F	9	1,241,900	円	4,625,744	円	4,625,744 円	4,625 千円	2,312. 千円	2,312 千円	2,312. 千円

①:様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「経常収益=(C)+(D)+(E)」と整合

(13): (ワ)を千円単位にした数値を記載し、千円未満の端数切捨

(16):「国庫補助金申請額」は(ヨ)または(タ)のいずれか少ない方、合計の千円未満の端数切捨

		経常費用から 経常収益を控除		損失額から国庫 補助額を控除した				უ 0	の負担者とその負担	割合			
市区町村	申請 番号	性常収益を控除した額		補助額を控除した 額	都道府	f県	市区町	村	その他の	D者	事業者自己	.負担	「その他の者」の具体的
		ハ×ヘール=ソ		ソーレ=ツ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	概要
00市	1	4,611,934	円										ら国庫補助額
00市	2	1,257,213	円						控除した額(ツ 負担するのか?				額)を誰がいく
			円							/ /			
合計	·	5,869,147	円	3,557,147 円	円	%	3,557,147 円	100 %	円	%	H	%	



補助ブロック名及び地域キロ当たり標準経常費用

標準経常費用単価は、毎年度、国土交通省が決定し、通達にてお示ししています(令和6年度の通達は令和6年10月17日発出)。通達が出ましたら、メールにて各自治体様にお知らせいたします。

【参考】令和6年度単価(令和7年度交付申請には令和7年度の単価をご記入下さい)

		9女約刑。七月	コ当たり単価	区域刑. 時間	当たり単価
ブロック名	対象地域	一般乗合	→ヨ/ニツ単価 │ │自家用有償	一般乗合	リヨ/こり早1世 自家用有償
北関東	群馬県、栃木県、茨城県	344円89銭	414円27銭		
千葉	千葉県	472円71銭	569円88銭		
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区、神奈川県(「京浜」及び「山梨・静岡」に 属する地域を除く)	557円81銭	670円02銭	3,663円 43銭	4,400円 38銭
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市、横浜市	644円78銭	774円48銭		
山梨·静岡	山梨県、静岡県、神奈川県西部(小田原市、南足柄市、大井町、松 田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)	437円92銭	525円66銭		



市町村の上限額の算出方法について

各年度における「市区町村毎の国庫補助上限額」の算定方法については、当該年度の秋頃に通達にてお示ししています(令和6年度の通達は令和6年12月23日発出)。

«R6上限額通達より抜粋» ※いずれの算定式も千円未満切り捨て

- ①通常の補助を受ける場合の算定式 対象人口×90円 + 100万円(定額)
- ②地域公共交通計画を策定した場合の算定式対象人口×120円 + 230万円(定額)
- ③地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)の認定を受けた場合の算定式

市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

④地域旅客運送サービス継続実施計画(以下「継続実施計画」という。)の認定を受けた場合の算定式

市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

- ⑤地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 8ただし書きに係る場合(別表25の地域公共交通協働トライ アル推進事業の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市 町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化 法法定協議会に対し交付する場合)
- ①~④の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

様式 1-8 4.の「国庫補助上限額」欄(路線型「レ」欄/区域型「タ」欄)には、 市区町村ごとの上限額(左記通達により算出)を<u>系統毎に按分した額</u>を記入します。 合計額が当該市区町村の上限額を超えないよう注意しましょう。

上限額の系統ごと按分方法

按分方法は、補助対象経費の1/2の合計額と市区町村上限額との割合を算出し、 系統毎の補助対象経費の1/2に当該割合を乗じた金額となります。

※上記以外の恣意的な按分方法については認められません。

なお、合計が市区町村上限額と同一になるように、差額を千円単位で補助対象系統 に加算してください(差額の全額をある1系統につけても、1千円ずつ振り分けても可)

【例】 〇〇市国庫補助上限額 7,400 千円

国庫補助上限額の系統別按分

	民間のファベルルカー	10.11			
運行 事業者名	系統番号	補助対象経費の 1/2(タ)又は(ヨ)	国庫補助上限額 (端数調整前、千円 未満切捨)	端数調整 (手入力)	国庫補助上限額 (端数調整後)
	1	1,500.0千円	1,121千円		1,121千円
A社	2	2,000.0千円	1,494千円	1千円	1,495千円
ATL	3	1,000.0千円	747千円	1千円	748千円
	小計	4,500千円	3,362千円	2千円	3,364千円
	4	3,500.0千円	2,616千円		2,616千円
B社	5	1,900.0千円	1,420千円		1,420千円
	小計	5,400千円	4,036千円	0千円	4,036千円
合	計	9,900千円	7,398千円	2千円	7,400千円

STEP 1) 「上限額」÷「補助対象経費の1/2」の合計額を算出7,400÷9,900=0.74747474・・・(A)

上限額との差額

STEP 2) 系統ごとの「補助対象経費の 1 / 2 」に (A) の割合を掛けて、系統ごとの 暫定上限額(端数調整前、千円未満切捨)を算出 (A社の系統番号 1 であれば、1,500×(A) = 1121.21・・・→1121)

STEP3) STEP2で各系統に割り振った暫定上限額の合計値と、市町村上限額との「差額」を、任意の系統に振り分け、端数を調整



注意:補助対象外の系統について

下記のいずれかに該当する場合は、計画認定を受けていても<u>補助対象外</u>となりますので、**申請書(様式** 1-8、1-5)に含めないで下さい。

- ① 補助対象年度の前年度、前々年度の2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた(=黒字である)(要綱別表7要件へ、ただし書き)※運送継続特例の場合は除外
- ② 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該運行系統の<u>補助対象経</u> 常費用に達した(要綱別表 7 要件へ)
- ③ (路線定期運行のみ)補助対象期間の1回(=1往復、循環系統の場合は1循環)当たりの輸送量 【輸送人員:運行回数】が2人未満である(要綱別表7要件チ)地域公共交通計画(別紙、表1) に記載された補助対象期間中の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%未満である (実施要領2. (1)⑩ア、イ)
- ④ 1運行系統の補助金交付申請額が1千円未満である(実施要領2. (1)⑩ウ)

上記①に該当する場合は、次年度以降、計画に含めることはできません。 上記②~⑤の場合は、当該年度の交付申請対象外となるものの、次年度以降の計画認定申請に含めることは可能です。





上記①~⑤に該当する場合や、上記以外の理由で交付申請を辞退する場合は、関東運輸局交通企画課まで ご一報下さい!



よくあるご質問(交付申請書(運行費)作成関連)





「輸送人員」について、無償乗車分の取扱いは以下の通りです。

- 全ての旅客に対して無償とする場合、無償乗車分は輸送人員から除外する
- 高齢者や障がい者等一部の旅客のみを無償で運行している場合は、輸送人員としてカウントする 上記の事例では、「輸送人員にはカウントしない」ということになりますが、当該「運賃無料デー」を計画運行回 数に含めている場合は、運行実績を運行回数や実車走行キロに含めて構いません。





当市では、小学生の定期代を市で全額補助していますが、「運送収入」については、当該定期代を含めてよいのでしょうか。

→ 「運送収入」については、運賃相当額を地方公共団体から補填(※)している場合は運送収入に含め、赤字補填分 を補助金等で賄っている場合の当該赤字補填分は、運送収入には含めません。

※運賃補填とは、地方公共団体が、本来旅客が支払うべき運賃相当額を旅客に代わってバス事業者に支払うもの。例えば、「福祉無料バス制度」のように、ある一定条件で住民がバスに乗車する際、本人負担はゼロとし、それに見合う運賃相当額を地方公共団体がバス事業者に支払うような場合における地方公共団体からの受入額。





路線定期運行の補助対象系統で、続行便を運行しました。続行便分も実績運行回数や実車走行キロに含めて交付申請してよいのでしょうか。

計画運行回数に含まれていない「続行便」については、年間の計画運行回数の範囲内になる場合のみ、続行便も含めて交付申請することができます。事前に続行便の運行が想定され、その分も補助金申請したい場合は、計画運行回数の変更届出を提出して下さい。



- 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント
- 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
- 3. スケジュール等(交付申請~入金までの手続き)
- 4. 事業評価



はじめに

ここでは、一般的な「車両減価償却費補助」交付申請書の作成ポイントをご説明いたします。 自家用有償旅客運送の車両、利便増進特例・運送継続特例が適用される車両、公有民営方式車 両購入費国庫補助金、貨客混載導入経費国庫補助金についての交付申請書の作成につきまして は、個別にご相談下さい。

基本事項

- ▶ 車両減価償却費補助金は、補助対象期間中に新たに購入した車両の「減価償却費」及びその 購入に係る「金融費用」が補助対象となります。
- ▶ 補助対象車両は、「主として補助対象フィーダー系統の運行に要すること」が要件となります。補助対象フィーダー系統以外の系統の運行に使用することも可能ですが、補助対象系統の走行割合が50%以上である必要があります。
- ▶ 補助対象期間は「60ヶ月(5年間)」となります。60ヶ月以上の期間を償却期間として設定することも可能ですが、あくまで補助対象となるのは60ヶ月分のみとなりますので、あらかじめ運行事業者の設定する減価償却期間をご確認下さい。
- 減価償却の手法は「定額法」と「定率法」のいずれかとなります。手法によって、各年度の 交付額が異なりますので、あらかじめ運行事業者にいずれの手法で償却するかをご確認下さい。





申請書一式

【毎年度提出】

- ① 様式1-10 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(車両減価償却費等補助金) 交付申請書
- ② 様式1-10(2. 申請の概要)
- ③ 補助対象系統走行率算定表(任意様式)

【初年度のみ提出】

- ④ 見積書及び売買契約書又はリース契約書の写し
- ⑤ 補助対象経費内訳書
- ⑥ 金融機関からの融資等の内容を確認できる書面
- ⑦ 実質年利及び支払い利息額の確認ができる書類(任意様式)
- ⑧ 標準仕様ノンステップバス認定書の写し又は、標準仕様以外のノンステップバスを購入 した場合には、その理由を記載した書類、移動円滑化基準省令第43条に基づく適用除外 車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
- 9 車検証の写し
- ⑩ バス車両の主要部分の写真(ナンバープレートが確認できること)
- ① 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令) を示した書類(任意様式)



申請書一式(初年度のみ提出するもの)

【購入車両の費用に関するもの】

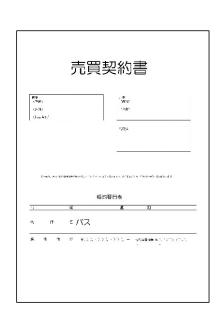
- ④ 売買契約書又はリース契約書の写し
 - ※リース契約書はファイナンシャルリースであって、減価償却費としての計上が必要であることを確認できるもの。
 - ・宛名は運送予定者等の名称にしてください。
- ⑤ 補助対象経費内訳書

(車両価格、付属品価格、改造費を区分した書類)

(4)

※④の挙証書類と金額が整合していることを御確認ください。

添付書類例







(5)

_	名称	価格	位引き結	補助対象経費	E#
中向	車両本体価格			0	
	名称	価格	値引き網	補助対象経費	債者
	運賃箱·西谷機			0	
	カードリーダー・ライター (ICカード対応を除く)			0	
	運賃表示器			0	
	整理券発行機			0	
	行き先表示器			0	
	停留所名表示器			0	
	栗陽中表示灯	4		0	
	放送装置			0	
	バックカメラ・ バックカメラ専用モニター			0	
附	集中操作辞			0	
属品	アイドリングストップ装置			0	
EED.	ニーリング装置			0	
	ABS			0	
	押しボタン			0	
	平すり			0	
	補助ステップ			0	
	車椅子用スローブ板			0	
	車椅子固定装置			0	
	車内滑り止め (凍結防止装置を含む) ボディー塗装			0	
	ホティー楽装 (広告用の塗装を除く)			0	
	습함		0	0	



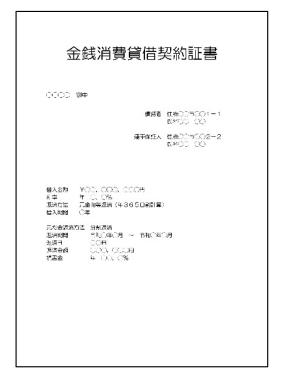
申請書一式(初年度のみ提出するもの)

【金融費用に関するもの】(金融費用を補助対象とする場合に添付)

- ⑥ 金融機関からの融資等の内容を確認できる書面(すべてリースにより取得している場合 は不要。利率及び償還回数、元金均等・元利均等の別について記載が必要)
- ⑦ 実質年利及び支払い利息額の確認ができる書類(任意様式)

添付書類例







	実質年	利及び支払	い利息	額の権談	できる	書面
	55.8 1	STANT (TRE	4-	2004 Suff		
	20.20.0	7/18	1775	*287,272		
393	15	33/264	525	八重り	2.69	बर एक्टल्स
re*-12	1	914,760,296	+25052	\$250, AL	4_1.250	
() () ()	3	*14,***,5** *14,/1,5/2	1250.52	1247,042 1245,365	*20,510 *20,570	
RO.	3	14.36.19.	9250.152	*240,361	*20.230	
1	3	-15,791,30	7730.737	-2010/2612	719,757	
6.2		4150,582	+25052	4240,446	419.247	
R)4	- 7	413,714,937	7200,252	•241,747	*19,207	
E A	- 5	*13,77,045 •12,890, 17	Y NU. NO 9260, F52	1946,000 1942,133	/10LeN: 918,720	
2.72	3	-12,702,372	7700.752	1245,775	*10.72	
F 46	11	*12,244,517	125052	1445,140	17/202	
21,18	7	-17, 0.,262	1772.775	-24°, 5°	*17,853	97702707
C122	1.3	411.157,042	¥25052	4243,900	417.142	
(C) 12	:5	*11,517,565 *11,766,586	145054	-547,175 0244,503	416,350	
KO.	.6	*127.74.	9250.152 9250.753	*244,503 *241,947	*1057	
1.0	177	*10,775,547	7790.557	*24F,4K*	215,750	
RC12	18	#10.631,306	¥25052	4245,541	415.41.	
ROM.	- 1	*10,707,117	93/6,357	*24°,635	410/31	
N: 4	21	*10,190,580 95,591,397	7750.50 9290.552	9345,217 9346,576	914,755	
R. 17	72	35,1-3,76	17.6.51	*245(95)	211/12	
ic's	45	975,400,372	425052	6,247,265	(3,5,257	
21,18	- 2	38, 50,70	4.000.000	*247,515	413,512	PROPER
R	25	4604.45.	¥250.152	#247,986	¥12.55€	
E 12	26	50,007,017 36,407,445	7758,377 9250,52	1945, VIII.	92.60	
ED.	20	W. 57.50.	9200.152	1045,012	111.71	
11.	2.39	12,000,000	TORINA	*247,305	211,158	
R/12	20	\$7,659,136	¥260.752	4249,746	410534	
R () A	-41	V7,465,150	17/0.35	*277.IC	*10,75	
P. L.	22	17,150,584 93,707,907	V25052	120,465 1270,811	/10.4.x	
E	- 23	37,377,413	7740.757	-20,1,165	19,77	
3. '9	25	4e,40±,181	445054	4291,521	39.430	B-4-8
E, S	16	34, 56, 50	1,200,00	*20,0,02	547.50	37095290
ROLL ELECT	27	\$7,50307 7(1-17,77)	¥260,152	*272,235 *252,965	48,717	
P 12	29	10,290,644	125052	122,950	18,000	
R)	10	97, 22,217	\$200,F92	4277.572	17.04	
15.2	41	14,181,541	7 'ML N	*/33,000	57, 56	
REEL	- 12	¥1.691.52.	\$256,F52	#27 ,027	40,923	
R,)4	44	14,181,194 14,121,887	7100 277 725052	1207,507	96,700 96,200	
R.) (42	\$1.121,387 \$1.175,374	97/0 177	1225,47	PE.236	
B., .	46	15,544,98	7750,757	1200/100	95,815.1	
BC 8	47	43,256,678	¥25052	4295,931		80年度
E.N.	All	2.5705,50	7.50,000	4202/166	19,780	*96,516
ROZ.	19	\$2,5%,127 17,100,700	¥260,752	*256,577 *265,975	\$4000X	
RO LL	11	¥2,232,322	\$25052	#297,264	¥3,258	
R()		97,774,774	97/20,777	*277,042	17,754	
E 2	13	11,:10,:00	VANCUM	1200,014	12.19	
K33		V197.90.	¥200.F52	•275,379	12,777	
E-2	- 3	Y ,598,511	7116 511 1250 - 52	1207,740	57,757 21,640	
6.20	2 b	\$1,,40,12; V701,591	725052 7250.377	625.11.	11.474	
15.00	- 58	7500,700	7590,007	1989,047	51,756	
R': 2	29	9261,583	¥250.,52	*263,215	¥738	PO÷₩
5/8	- 50	(4.2)	T7580,357	1260,MD	7.5%	*28,546



申請書一式(初年度のみ提出するもの)

【車両のバリアフリー関連】 (8-1・8-2 のどちらか)

- ⑧-1 標準仕様ノンステップバス認定書の写し又は、標準仕様以外のノンステップバスを 購入した場合には、その理由を記載した書類
- ⑧-2 移動円滑化基準省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、 認定書の写し

【その他】

- ⑨ 車検証の写し
- ⑩ バス車両の主要部分の写真(ナンバープレートが確認できること)
- ⑪ 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)を示した書類(任意様式)

添付書類例

(8)

標準仕様ノンステップバス認定書 金和(0年(0月))日 ##:OC/バス 12 国土交通省自動車局長 今和()年()月()日付けで申請のあった下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノン ステップバス総定要領に基づき、標準仕様を満足していることを格定する。 程序第号 \$100-0001 @100-0002 2 車名及び形式 OO mmm-mm99ed 3 自動車制作者等名及が住所 ○○トラック・バス (株) OO県OO市GGGG 4 制作工提名が存住が (30**2**(30) (4(3) (3) (4)

移動円滑化基準適用除外認定書 〇年 〇月 〇日 0000 殿 関東運輸局長 ○年○月○日付で申請があった下記の自動車については、移動 円滑化基準第43条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。 1 車名及び型式 2 車台番号又は製造番号 使用の本拠の位置 4 基準適用除外を認定する条項及び条件 5 基準適用除外の期限



(11)

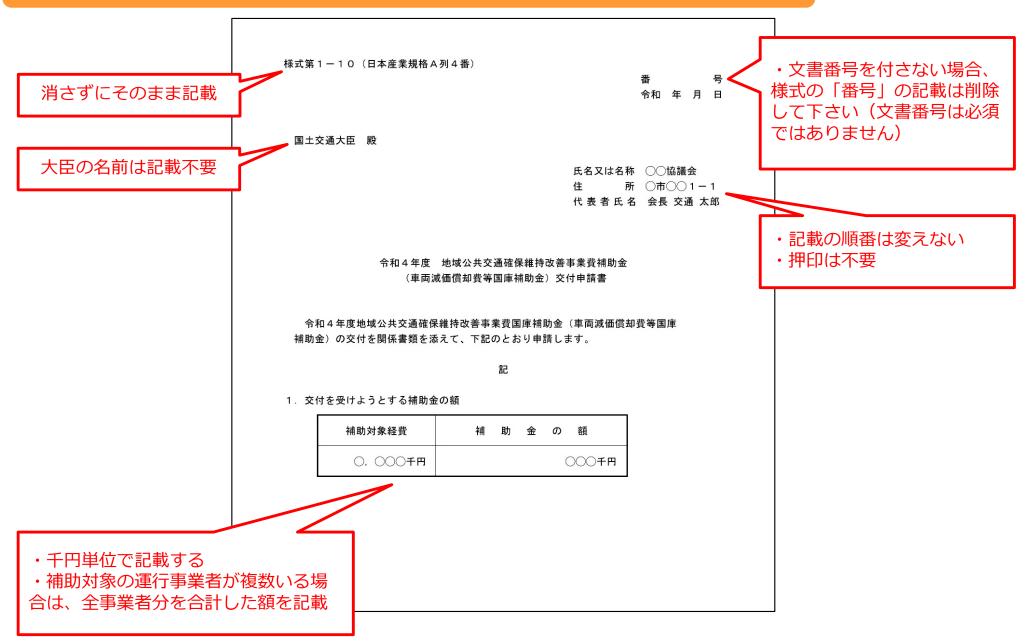


保有車 路線バ		細(R4.10.1現在)		
事業者		車両登録番号		車
	1	関東 222 お 1110	∞	
	2	関東 222 お 1111	00	

事業者		I	車両登	録番号	3		車名	乗車定員 (人)	車令 (年)
	1	関東	222	お	1110	00	AA-BB11BB	65	22
	2	関東	222	お	1111	00	AA-BB11CC	65	16
0	3	関東	222	お	1112	00	AA-BB11DD	69	10
(株)	4	関東	222	お	1113	ΔΔ	G-EE1ABCD	70	4
Ì	5	関東	222	お	2222	ΔΔ	G-FF1ABCD	68	1
		車両数	1	5	台			平均車令	10.6



①様式1-10(車両減価償却費等補助金)交付申請書(表紙)





②様式1-10(2. 申請の概要)

②様式1-10(2. 申請の概要)

初年度~最終年度まで5(または6)年度分すべて作成し添付する。

●定額法の場合

(例) 購入年月 R6.10月 → 減価償却費補助 R7年度 \sim R11年度(5年度分) 購入年月 R7.3月 → 減価償却費補助 R7年度 \sim R12年度(6年度分)

R7補助年度

R8補助年度

R9補助年度

R10補助年度

R11補助年度

R12補助年度

R7.3月

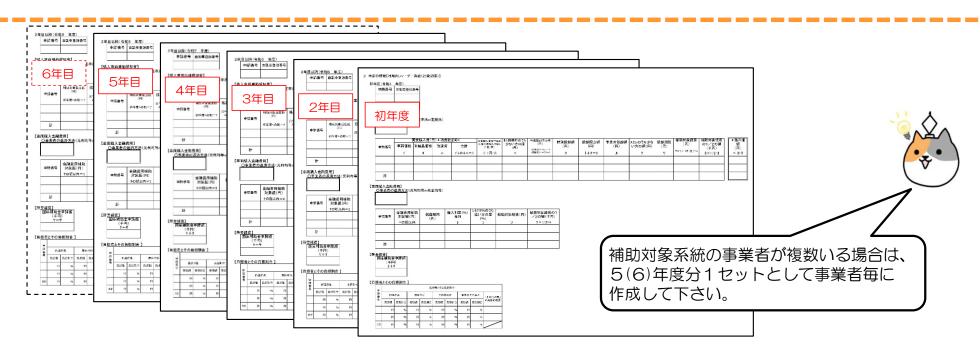
補助対象期間60ヶ月(5年間)

R12.2月

(R12は10月~2月の5か月分)

(R7は3月~9月の7か月分) ● 定率法の場合

初年度償却期間が12~8か月は5年度分、7~1か月は6年度分の作成となります。





②様式1-10(2. 申請の概要)

		内フィーター糸航(2	(3余関係)]										
初	年度(令和	年度)											
- 1	申請番号	自動車登録番号							- Zeta	= + 3 02 C		EL =t=	♂
1									I【申	前留す かんしゅうしょう かいしょう かいしょう かいしん かいしん かいかい かいかい かいかい かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	ラ・目!	訓罪	豆颉
- 1													
7.84	上 大車両減価値	*±n#£1											
L Ra		≅和負 』 <u>咸価償却</u> 方法(定率	法or定額法)									TABLE I	
1									Ⅲ【購	入重同	5次。	化冒天	儿智】
										V-I-1	34-7011		
- 1		宝春 服	購入費(円)*消	書税を除く	実費購入費合計額	まと限度額のうち	普通償却限度額	1					補助対象経
- 1	由請悉品	車両価格 附属			から備忘価額を控	少ない方の額			償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ヌとルのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	(円)

		実費購入費(F	円)*消費税	を除く	実費購入費合計額	ホと限度額のうち	普通償却限度額			事業者償却額	ヌとルのうち少な	償却期間		補助対象経費の	* 残存価額
申請番号	車両価格	附属品価格	改造費	合計	から備忘価額を控 除した額(円)	少ない方の額 (円)	(円) (定率法)^×0.4=ト	特別償却額(円) 	償却限度額(円)	(円)	い方の額(円)	(月)	(円)	1/2の額 (千円)	(円)
	1	П	Λ	イ+ロ+ハ=ニ	二-1 円=ホ	^	(定額法)^×0.2=ト	Ŧ	トナチ=ヌ	ル	7	7	ヲ×ワ÷12(月)=カ	カ×1/2=∃	ヘーカ=タ
計															

(元利均等or元金均等

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費(円)	補助対象経費の1/ 2の額(千円)
	^の額以内	(,,,	V	y	ッ	ツ×1/2=ネ
計						

Ⅲ【車両購入金融費用】

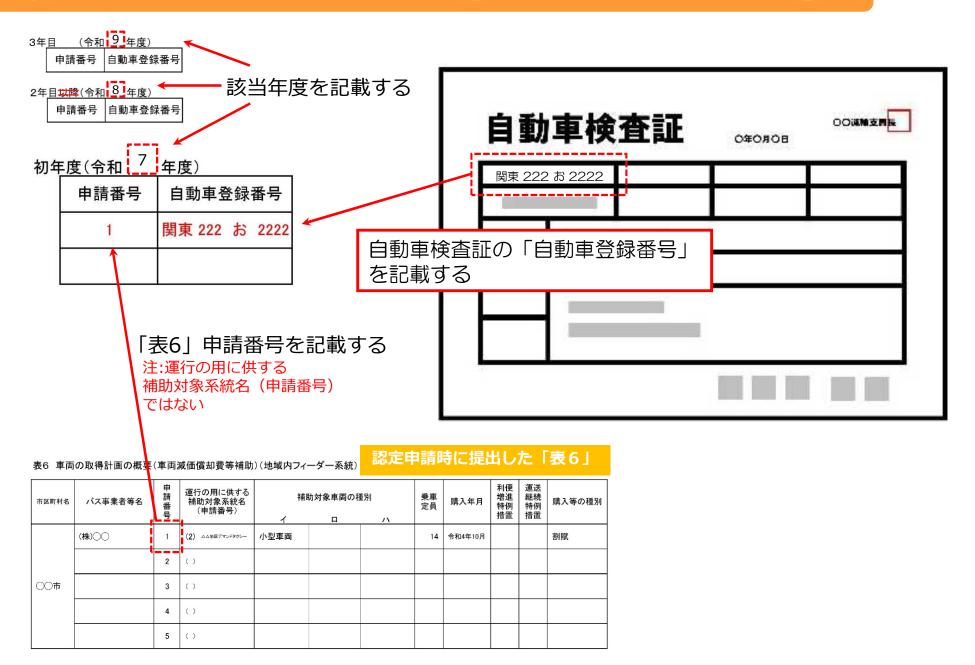
【負担者とその負担割合】

ah ist		負担者とその負担割合												
申請 番号	都道	府県	市区町村		その他の者		事業者自	自己負担	「その他の者」の					
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要					
	円	%	円	%	円	%	円	%						
	円	%	円	96	円	%	円	%						
合計	Ħ	%	Ħ	%	Ħ	%	Ħ	%						

IV【所要経費】【負担者と負担割合】



②様式1-10(2. 申請の概要) I【申請番号・自動車登録番号】



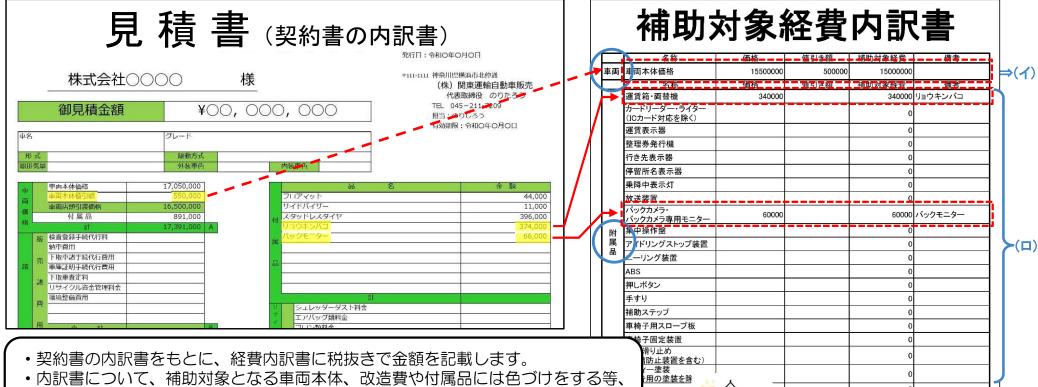


②様式1-10(2. 申請の概要) Ⅱ【購入車両減価償却費】

○実費購入費(円)*消費税を除く(初年度のみ記載)



申請番号		実費購入費() 附属品価格		を除く 合計 イ+ロ+ハ=こ	費購入費金・最か 端を抽額を控除し た額(円) ニー1 円ニホ	水と限度額のうち 少ない方の額 (円)へ	普通償却限度額 (円) (定率法)^×0.4=ト (定額法)^×0.2=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ	事業者償却額 (円) ル	ヌとルのうち少な い方の額(円) ヲ	償却期間 (月) 7	補助対象経費 (円) ヲ×ワ÷12(月)=カ	の1/2の額 (千円)	* 残存価 額 (円) ヘ-カ=タ
1	15,000,000	400,000	0	15,400,000											
計	15,000,000	400,000	0	15,400,000											



内訳書について、補助対象となる車両本体、改造費や付属品には色づけをする等。 どの項目が補助対象となるかわかりやすくして下さい。 また、経費内訳書の備考欄に内訳書上の名称を記載して下さい。

⇒(<u>=</u>) 32

500000

されている場合に記載すること。

15400000

※税抜



【参考】付属品について(実施要領 2(1)4)

以下の付属品は、補助対象となります。

- ・運賃箱、両替機
- ・カードリーダー、ライター (ICカード対応のものは除く。)
- 運賃表示器
- · 整理券発行機
- ・行き先表示器
- · 停留所名表示器
- ・乗降中表示灯
- ・バックカメラ、バックカメラ専用モニター
- ・放送装置
- ・集中操作盤

【補足説明①】

スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンについて 以下の理由から、付属品の<u>補助対象外</u>となりますので、 ご留意下さい

- 一般的な消耗品であり、固定資産として取り扱うことが想定されないこと
- ・車両の減価償却期間である<u>5年</u>と併せて、タイヤ及び チェーンも同等期間使用される見込みがないこと
- ・全国一律で運行の用に供するために必要と認められる ものを補助対象としていること

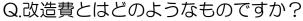
- ・アイドリングストップ装置
- ・ニーリング装置
- A B S
- 押ボタン
- ・ 手すり
- 補助ステップ
- ・車椅子用スロープ板
- · 車椅子固定装置
- ・車内滑り止め(凍結防止装置を含む。)
- ・ボディー塗装(広告用の塗装を除く。



【補足説明②】ボディー塗装について 地方自治体のイメージキャラクターのボディー塗装は 補助対象として含めることができますが、

- ・公序良俗に反するようなもの
- あまりに高額なもの
- ・観光目的のもの

以上のボディー塗装は補助対象に含まれません。 疑義が生じた場合は、個別に対応させていただきます。 なお、塗装を車両販売業者とは異なる業者に依頼する場合 も、車両を購入する事業者が費用負担するのであれば、 補助対象となります。



A.乗合用の自動車に改造するための費用です。(例:乗降口扉を手動から自動にする場合等)





②様式1-10(2. 申請の概要) Ⅱ【購入車両減価償却費】

- ○購入車両減価償却費の補助対象経費の計算方法 補助率:1/2
- (A) 車両購入費用は次の①・②いずれか低い方(消費税を除く) = (へ)
 - ① 車両の種別による限度額

ノンステップ型車両:1,500万円、都市間連絡用車両:1,500万円

ワンステップ型車両:1,300万円、小型車両:1,200万円

- ② 実費購入額から備忘価格として1円を控除した額 = (木)
- (B) 特別償却額:中小企業対象の制度で、「取得価格×30%」を通常の減価償却額とは別枠で特別に償却することができる (課税ベースの利益から特別償却費を差し引くことで、法人税が減税できる) = (チ)
- (C) は次の③・④いずれか低い方(ヲ) × 償却月数/12 = (カ)
 - ③ 車両購入費用 (A) ×償却率 (定額法0.2、定率法0.4) +特別償却額 (B) = (ヌ)
 - ④ 事業者の償却額 = (ル)

「定率法」もしくは「定額法」を記載 「定率法」もしくは「定額法」を記載 (A)										補助対象経費の1/2(合計前)は 百円単位(0.1~0.9千円)まで記載					
申請番号	1,600 00 000	実費購入費(F 附属品価格 ロ	12.000	を除く 合計 イ+ロ+ハ=ニ		れと限度額のうち 少ない方の額 (円) へ	普通償却限度額 (円) (定率法)^×04=ト (定額法)^×02=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ		ヌとルのうち少な い方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 (円) ヲ×ワ÷12(月)=カ	補助対象経費 の1/2の額 千円/ カ×1/2=3	* 残存価 額 (円) ^-h=\$
ät					亦	_ ^]	_	チ	ヌ		フ		カ	-∃-	

補助対象経費の1/2 合計額は千円未満切り捨て



②様式1-10(2. 申請の概要) Ⅱ【購入車両減価償却費】(定額法)

(計算例): ノンステップ型車両1,500万円(特別償却なし)

(事業年度始期に償却開始の場合 (例) 10月償却開始)

●定額法

初年度:1,500万円×0.2=300万円(補助対象経費) ×補助率1/2=150万円 2年目:1,500万円×0.2=300万円(補助対象経費) ×補助率1/2=150万円 3年目:1,500万円×0.2=300万円(補助対象経費) ×補助率1/2=150万円 4年目:1,500万円×0.2=300万円(補助対象経費) ×補助率1/2=150万円 5年目:1,500万円×0.2=300万円(補助対象経費) ×補助率1/2=150万円

→補助金合計:150万+150万+150万+150万+150万=750万円 (60か月計)

【購入車両減価償却費】

〇事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

	申請番号	実責購入費(円) * 消費税を除く 実際輸入費合料率	^		普通償却限度額 (円) (定率法)^×0.4=ト (定額法)^×0.2=ト	[特別償却額(円) チ	貸却限度額(円)	事業者償却額 (円) ル	ヌとルのうち少な い方の額(円) ヲ	償却期間 (月)	補助対象経費 (円) ラ×ワ÷12(月)=カ	補助対象経費 の1/2の額 (千円) カ×1/2=3
		イ 日 A 子日+A中口 コーサ円=体										
1年目	1	15,000,000 400,000 0 15,400,000 15,399,999	15,000,000		3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1500
	申請番号	000000000000000000000000000000000000000		残存価額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	/とすのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	補助対象経費 の1/2の額 (千円)
			初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ タ)の額=5	(定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	ゥ	ム+ウ=ノ	1	2	7	ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=ケ
2年目	1		15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1500
3年目	1		15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1500
4年目	1		15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1500
5年目	1		15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,079,999	3,000,000	12	3,000,000	1500

*	残存価額 (円)
	ヘーカ=タ
1	2,000,000
*	残存価額 (円)
	ラーマ=フ
9	000,000,
6	,000,000
3	,000,000
	0



②様式1-10(2. 申請の概要) Ⅱ【購入車両減価償却費】(定率法)

(計算例): ノンステップ型車両1,500万円(特別償却なし)

(事業年度始期に償却開始の場合 (例) 10月償却開始)

●定率法

初年度:1,500万円×0.4=600万円(補助対象経費) ×補助率1/2=300万円

2年目: 残存価格(1,500万-600万)×0.4=360万円 ×補助率1/2=180万円

3年目: 残存価格(1,500万-600万-360万)×0.4=216万円 ×補助率1/2=108万円

4年目: 残存価格(1,500万-600万-360万-216万)×0.4=129.6万円

→普通償却限度額が[補助対象限度額1,500万]×[保証率0.108] = 162万円を下回る場合、

償却率を0.5(改定償却率)に変えて計算する。

⇒残存価格(1,500万-600万-360万-216万)×0.5=162万円 ×補助率1/2=81万円

5年目:4年目で改定償却率を使った場合、次年度の普通償却限度額は前年度と同額とする。

⇒162万円(補助対象経費)×補助率1/2=81万円

→補助金合計:300万+180万+108万+81万+81万=750万円

【購入車両減価償却費】

〇事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

Í	申請番号		実費購入費(附属品価格 ロ			実責備人費合計部 から遺忘価額を控 際した額(円) ニー・1円=ホ	(円)		普通償却限度額 (円) (定率法)^×0.4=ト (定額法)^×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円)	事業者償却額 (円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円) ヲ×ワ÷12(月)=カ	補助対象経費 の1/2の額 (千円) カ×1/2=3
1年目	1	15,000,000	400,000	0	15,400,000		15,000,000		6,000,000	0	6,000,000	6,160,000	6,000,000	12	6,000,000	3000
	申請番号						**************************************	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	/とオのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	補助対象経費 の1/2の額 (千円)
	甲酮催亏						初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ タ)の額=ラ	(定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム	ゥ	ムーウ=ノ	*	2	+	ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=ケ
2年目	1						15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	3,696,000	3,600,000	12	3,600,000	1800
3年目	1						15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,217,600	2,160,000	12	2,160,000	1080
4年目	1						15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,663,200	1,620,000	12	1,620,000	810
5年目	1						15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,663,199	1,620,000	12	1,620,000	810

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント



②様式1-10(2. 申請の概要) 皿【車両購入金融費用】

※金融費用を補助対象に加える場合、記入する。加えない場合は空欄。

【車両購入金融費用】

<u>○事業者の返済方法</u>(元利均等or元金均等)

「元利均等」もしくは「元金均等」を記載

元利均等

申請番号	金融費用補助対 象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率(%) ソ	補助対象経費(円)	補助対象経費の1/ 2の額(千円) ツ×1/2=よ
1	15,000,000	12	1.70%	1.70%	232,482	116.2
計					\	116

補助対象経費の1/2は百円単位 (0.1~0.9千円) まで記載

補助対象経費の1/2合計額は 千円未満切り捨て

実質年利及び支払い利息額の確認できる書面 (1000年) (1000年)

返済期間 (月数)

60

借入金

15,000,000

実質年利及び支払い利息額の確認できる書面

1.70%

返済額(毎月)

¥260.952

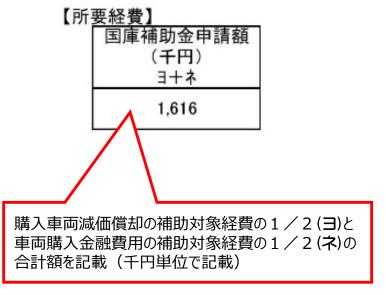
	13,000,000	:00	1.7070	+200,552		1
返済月	回数	返済後残高	返済額	元金分	利息分	補助対象金融費用
R(),10	1	¥14,760,298	¥260,952	¥239,702	¥21,250	100010-00000000000000000000000000000000
R().11	2	¥14,520,256	¥260,952	¥240,042	¥20,910	
R().12	3	¥14,279,873	¥260,952	¥240,382	¥20,570	
R().1	4	¥14,039,151	¥260,952	¥240,723	¥20,230	
R().2	5	¥13,798,087	¥260,952	¥241,064	¥19,889	
R().3	6	¥13,556,682	¥260,952	¥241,405	¥19,547	
RO.4	7	¥13,314,935	¥260,952	¥241,747	¥19,205	
R().5	8	¥13,072,845	¥260,952	¥242,090	¥18,863	
R().6	9	¥12,830,413	¥260,952	¥242,433	¥18,520	
R().7	10	¥12,587,637	¥260,952	¥242,776	¥18,176	
R().8	11	¥12,344,517	¥260,952	¥243,120	¥17,832	R○年度
R().9	12	¥12,101,052	¥260,952	¥243,464	¥17,488	¥232,482
R().10	13	¥11,857,243	¥260,952	¥243,809	¥17,143	
RO.11	14	¥11.613.088	¥260.952	¥244.155	¥16.798	

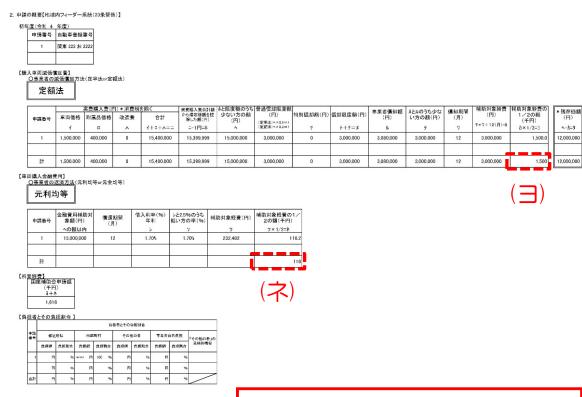
- ・借入金額(「へ」の額以内)を金融 費用補助対象額(円)に記載します。
- ・借入利率(%)>2.5%であれば、 実質年利2.5%で算出します。
- ・実質年利及び支払い利息額の確認で きる書面より、当該年度の利息分の合 計を補助対象経費「ツ」に記載します。

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント



②様式1-10(2. 申請の概要) Ⅳ【所要経費】【負担者とその負担割合】





【負担者とその負担割合】

国庫補助額以外の負担者とその負担割合を記載

				負	担者とそのか	負担割合		_				
申請 番号	都道	府県	市区	町村	その他	也の者	事業者目	自己負担	「その他の者」の			
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要			
1	円	%	1464000 円	100 %	円	%	Ħ	%				
	円	%	円	%	円	%	巴	%				
合計	円	%	Ħ	%	Ħ	%	Ħ	%				

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント



③補助対象系統走行率算定表(任意様式)

関東運輸局 補助対象系統(幹線・フィーダー)走行率算定表 令和5年〇〇月〇〇日 作成年月日 記載例 令和5年度 その他の 幹線系統 フィーダー系統 補助対象系統 路線 補助 全実車走行キロ 走行率 申請 実革走行キロ実革走行キロ 補助制度 開始 申請実車走行キロ 事業者名 車両番号 協議会名 (d)=(a)+(b)+(c) (a)+(b)/(d)(a) (b) (c) 00市 咸価償却費 R1 (2)30.044 km 30,044 km 100.009 水戸000 × ΔΔ 0 km ㈱〇〇タクシー 減価償却費 水戸OOO × ▲▲ 〇〇市地域公共交通活性化協議 (4) 7,124 km 680 km 7,804 km 91.299

交付要綱別表 1 1 の口 の要件 《主として(幹線・フィーダー)補助対象系統の運行の用に供するもの》 = 5 0 %以上、を確認

- 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント
- 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
- 3. スケジュール等(交付申請~入金までの手続き)
- 4. 事業評価



スケジュール(運行費補助)

補助要綱第18条(第11条第1項の準用)に基づき、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月 30日までに交付申請書を提出する必要があります。

(例:R7年度事業)

R6年度										R7年度											R8年度					
4 月	5 月	6月	7 月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3月	4 月	5 月	6 月	7 月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月
		R7計画認定申請			R 7 計画認定		R 7	7年/ (R		事業 10.				· · 三 9 ·		間			R 7 交付申請		R7事業評価		R7交付決定・額の確定通知	R7補助金支払い		

スムーズに交付申請を行えるよう、運行期間中から交付申請に必要なデータ等の整理をしておきましょう!





※下図の①

スケジュール(車両にかかる補助)

車両にかかる補助は一部、交付申請の提出期限が異なります。

- ○車両減価償却費等補助金(特例無し)→提出期限:会計年度の11月30日(運行費補助と同様)
- 車両減価償却費等補助金の特例(一括補助、自家用有償)

→提出期限:会計年度の2月10日

※下図の②

- ●公有民営方式車両購入費国庫補助金
- ●貨客混載導入経費国庫補助金

(例:R7事業年度)

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10 11 月 12 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	R6年度									R7年度										R8年度							
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	4 月	5月	6月	7月	8月	9月			12 月	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				1 月	2 月	3 月	4 月	5月	6月
			7 計画認定申			7 計 画 認	\((2 0	(7.5 () 事 () 特例))	有 月	常、	貨額	R 7 交付申請 助混		7 事業評	R 7 交	の確定通知・②R7交付決定	- ②R7補助金支払		



実施フロー(交付申請抜粋版)

青色は申請者が実施、

黄色は国が実施する項目

※全体版はフィーダー補助金のイロハ(計画認定申請編)をご参照ください。 ※事業評価についての詳細は第4章をご覧ください。

計画認定通知(前年9月下旬)



事業期間(10月~9月)



交付申請(締切:11月30日)



・10月下旬頃、申請様式や提出方法についての案内メールを自治体あて送付します。



事業評価提出(締切:1月31日)

・協議会を開催し、事業評価を行ってください。



(参考: 令和6年度は2月27日)

支払請求書提出

・記載内容の確認を行うため、事前に仮提出いただきます。

口座へ補助金振込(3月下旬~4月頃)

・入金日は事前にお知らせできないため、口座をご確認ください。



提出方法について

押印不要です。データ形式でご提出ください(Word,Excel形式のままで結構です)。 (※押印した申請書を提出したい場合は、事前にご相談ください)

【提出先】 関東運輸局交通政策部交通企画課 1 係 あて ktt-koutsuu1(アット)ki.milt.go.jp ※ (アット) 部分を@に置き換えて下さい

注意点

- ▶ 各申請・作業についてはその都度メールでご案内します。
- ▶ 必ず当該年度に送付した様式でご提出ください。
- ▶ 交付申請を行わない系統がある場合は、その旨と理由(例:交付申請要件の○○を満たさなかったため)について 簡単で構わないのでご一報ください。
- 交付申請提出後に、申請者の住所・名称・代表者名に変更が生じる(生じた)場合は、速やかに当課あてご連絡ください。



支払請求書

※フィーダー補助、車両補助の両補助を受けている場合、補助種別ごとに支払請求書を作成してください。(様式は共通)

様式第1-21(日本産業規格A列4番)

令和 年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

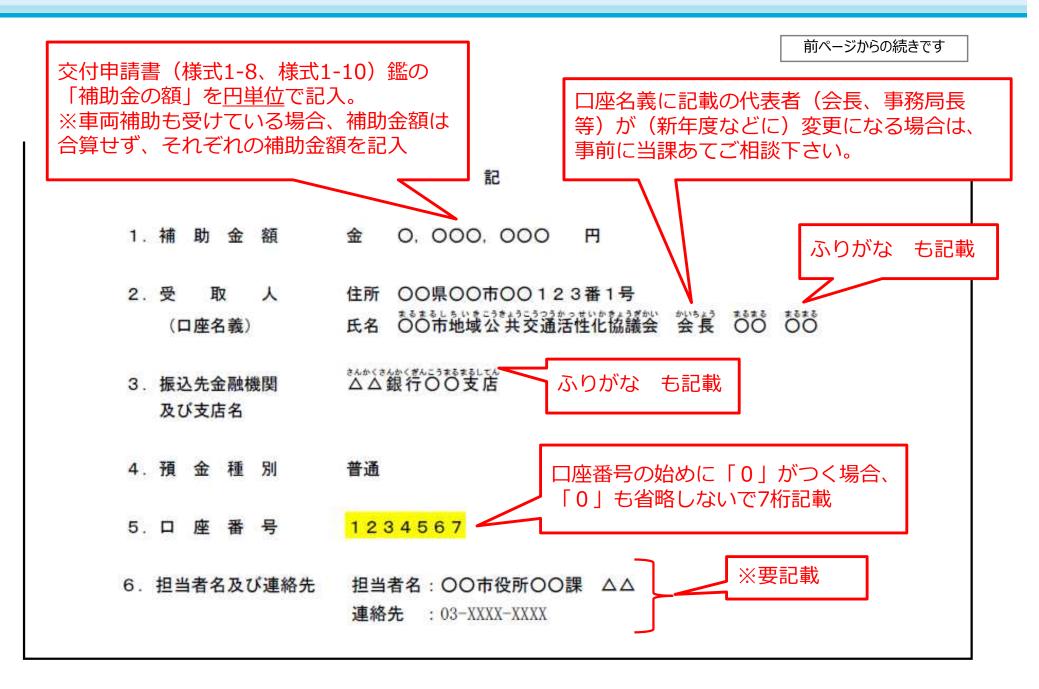
氏名又は名称 〇〇市地域公共交通活性化協議会 住 所 〇〇県〇〇市〇〇123番1号 代表者氏名 会長 〇 〇 〇

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業)支払請求書

- ・「氏名又は名称」、 「住所」、「代表者氏 名」の記載の順番は変え ない
- ・押印は不要 (※押印した申請書を提 出したい場合は事前にご 相談ください。)

令和 年 月 日付け国総地第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下 記のとおり請求します。







よくあるご質問(入金口座・契約関係)

?

法定協議会名義の口座は必須でしょうか?当市の協議会は条例で首長の付属機関に定められていて、財務会計行為が一切行えないのですが…。



原則は法定協議会名義の口座が必要です!

ただし、条例で付属機関に定められており、財務会計行為が一切出来ない等、やむを得ない理由がある場合は、交付申請書に「理由書」を添付していただき、自治体の会計口座へ支払うことを特例的に認めています。その他ご事情については、個別にお問い合わせ下さい。 なお、「法定協議会名義の口座が現状ないから」「事務手続きが煩雑だから」といった理由では認められません。





運行事業者との業務委託契約や運行協定の契約主体が自治体であったとしても、運行事業者への委託金・補助金等の支払は、協議会の口座を介して行う必要がありますか?



運行事業者への委託金・補助金等の支払について、協議会の口座を介することは要しません。(今後取扱いが変更になる可能性もございます。その際は別途ご案内させていただきます。)



- 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント
- 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
- 3. スケジュール等(交付申請~入金までの手続き)
- 4. 事業評価

4. 事業評価



事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するものです。

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業年度で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になります!



事業評価の流れ

【PLAN】目標設定(~6月末日)

地域公共交通計画(本体及び別紙)において、地域が「目指すすがた」を実現するために実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定します。



【DO】事業実施(10月~9月)



【CHECK①】一次評価(~1月末日)

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行います。



運輸局に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、 客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを行います。



【ACTION】次期計画への反映

一次評価及び二次評価の結果を、次年度の計画や、今後の地域の取組へ反映させ、必要に応じて施策の見直しを行います。

4. 事業評価



事業評価(一次評価)の提出について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業につきましては、同事業実施要領8. およびガイダンス等に基づき、協議会で諮った上で自己評価(一次評価)を1月末日までに当局宛てに送付いただく必要がございます。 提出いただいた自己評価を基に、運輸局において第三者評価委員会に基づく二次評価を行います。

- ※フィーダーについては、補助金交付申請の有無にかかわらず、「計画認定を受けた」全ての協議会が評価対象になります。
- ※評価結果は補助金交付決定の可否に影響を与えません。
- ※車両補助を活用した場合は、フィーダーの評価の際にその内容も含めて評価して下さい。

【例外】利便増進計画に基づいて実施される事業については、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価で代わりとすることができます。(※計画認定時に特例の適用を受けている必要がございます。)

提出書類

①事業評価.xlsx



②事業評価ポンチ絵.pptx



③添付書類

(例)

- ・地域の公共交通体系図(鉄道、民間路線バス、コミバス 等)
- ・補助対象事業の運行系統図・区域図
- ・補助対象事業の実績データ(利用者数、収 支 等)
- ・その他参考となる資料(利用促進の取組等)

直近3カ年分の関東管内各協議会の事業評価を、下記リンク先「各事業評価の公表」にて掲載しておりますのでご参照下さい。

https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/business-evaluation.html





事業評価.xlsx様式の記載事項

評価は、判定結果のみをもって一喜一憂すべき性質のものではなく、 その結果を次年度以降の事業にどのように反映させ、改善に取り組む べきかという検討を行うことこそが重要です!



② 事業概要:

系統名、区間等を記載する。車両減価償却費等国庫補助金等の車両補助を受けている場合においては、その旨を記載する。

③ 前回の事業評価結果(又は類似事業)の反映状況:

当該事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように地域公共交通計画(別紙)に反映させた上で事業を実施したのかを記載する。

④ 事業実施の適切性:

地域公共交通計画(別紙)に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,C の3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、 理由等を明らかにする。

A: 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

C: 事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤ 目標·効果達成状況:

計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとにA,B,C の 3 段階で評価する。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。

A: 事業が計画に位置付けられた目標を達成した

B: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった

C: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった

⑥ 事業の今後の改善点(特記事項を含む):

事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討する。

「事業実施の適切性」や「目標・効果達成状況」において、「B」「C」となった項目を中心に、そのようになった要因を分析し、事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載する。改善策は、事業者の取組だけでなく、地域の取組について広く検討する。特に、評価結果を計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。

また、「目標・効果達成状況」において評価の対象とならない事項を中心に、事業の実施に関して特記すべき事項がある場合には、その内容を簡潔に記載する。なお、当該年度で事業が終了(系統廃止等)した場合はその旨を記載する。